

内水面に分布する水産資源の広域性について

○ 全国の河川や湖沼に生息する水産資源150～170種のうち、100種以上は、生涯のうちのうちのある時期は海に生息。

(出典:「日本の淡水魚類」(1987)・「川と海を回遊する淡水魚」(1994)東海大学出版会)

〔河川と海を行き来しているもの一例〕

区分	種類
海と河川等の間を定期的に行き来しているもの	ウナギ、アユカケなど
産卵のために海と河川等を行き来するもの	シシャモ、サケ、モクズガニなど
産卵のためではなく幼魚期に海と河川等を行き来するもの	アユ、カジカ、ハゼ類など

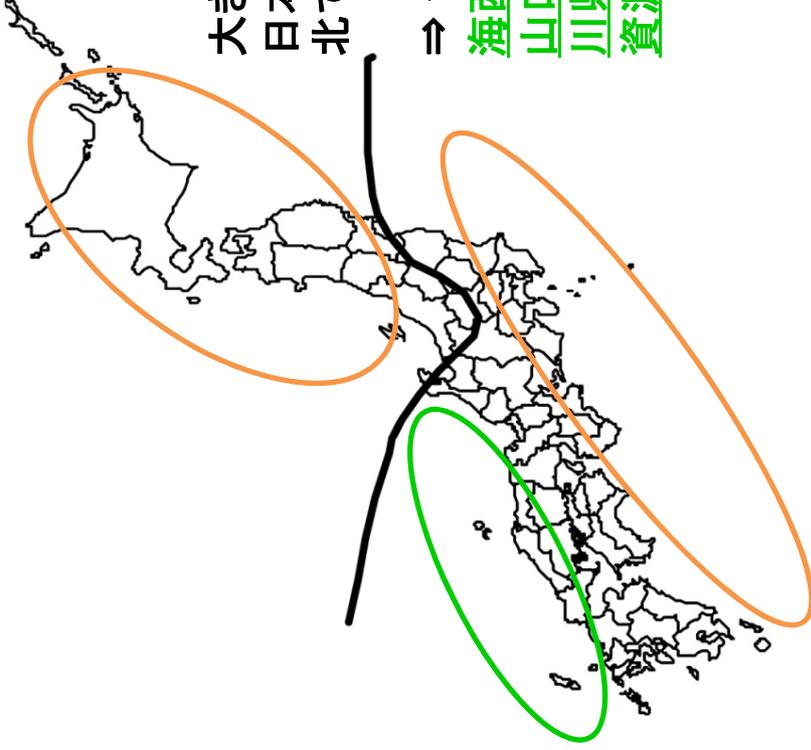
資源の広域性事例① アユ

生活史



他河川く(他河川から)

遺伝子解析等によるアユ資源の実態



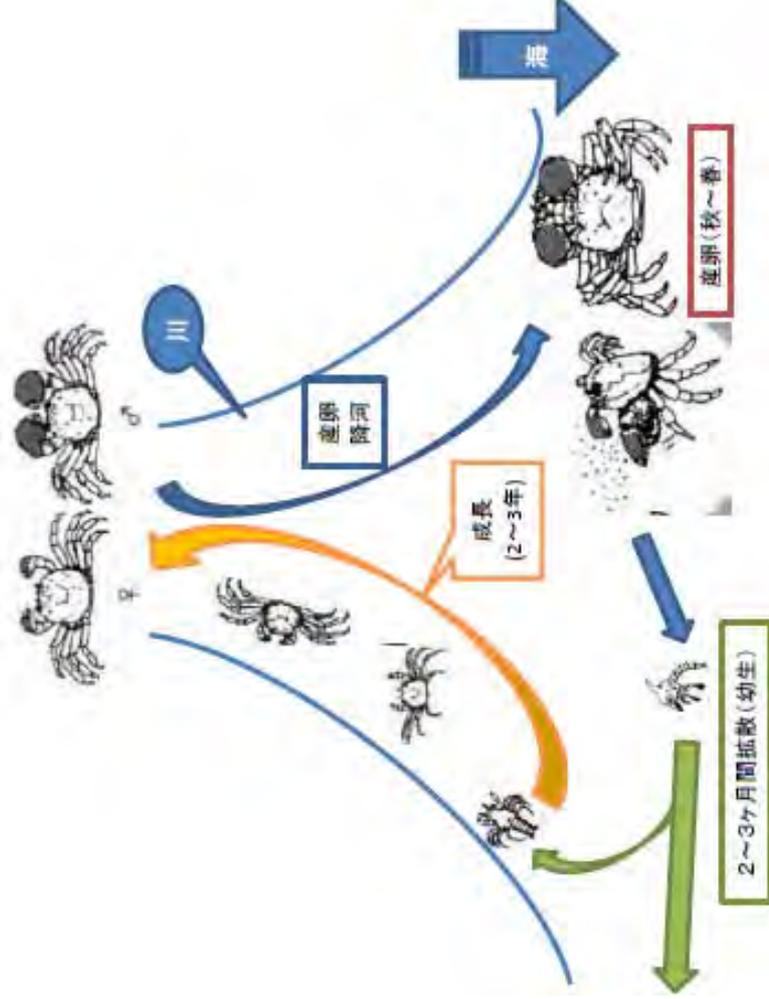
大きく分けて
日本列島南
北で二分

⇒ うち、日本
海西部では
山口県～石
川県で1つの
資源といえる

・アユは、河口付近の川底に産み付けられた卵から孵化した後、秋に海に降って育ててから、春に川に遡上するが、サケのように産まれた河川に遡上する訳ではない(いわゆる母川回帰性が弱い)。親と子で遡上する河川が徐々に異なっていくため、一定の広域範囲において遺伝子の同一性が認められる。

資源の広域性事例 ② モクズガニ

生活史



資源の特徴

○ 幼生は塩分濃度が高いほど生残率が高まることもあり、汽水域及び海域での繁殖活動が主。(潮の満ち引きや海流による幼生の海域移動・分散を利用して分布域を拡大。)

○ 生物的に環境適応能力が高い上に、垂直な壁もよじ登ったり陸上移動が可能であるなどの特性があり、河川の上流域から下流域まで広く分布する。(長野県の諏訪湖や千曲川など標高の高い地域や琵琶湖など堰やダムで隔離された水域においても捕獲された記録がある)

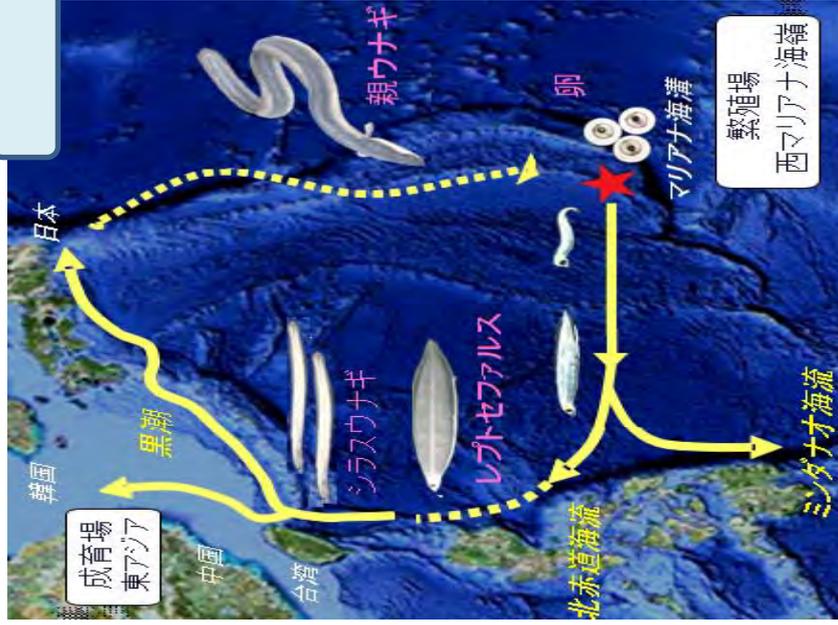
● 降河時期の終わり頃、雌の卵巣が発達していることから当該個体が高値で取引される傾向があるが、ほとんどが1回の繁殖期を終えると死亡するため、繁殖参加前に多獲される(特に雌)と個体群全体としての資源に与える影響が大きくなる。

・モクズガニの成体は、主に秋から冬にかけて繁殖のため海へ下る。モクズガニの幼生は塩分の高い海でないと成長できない。

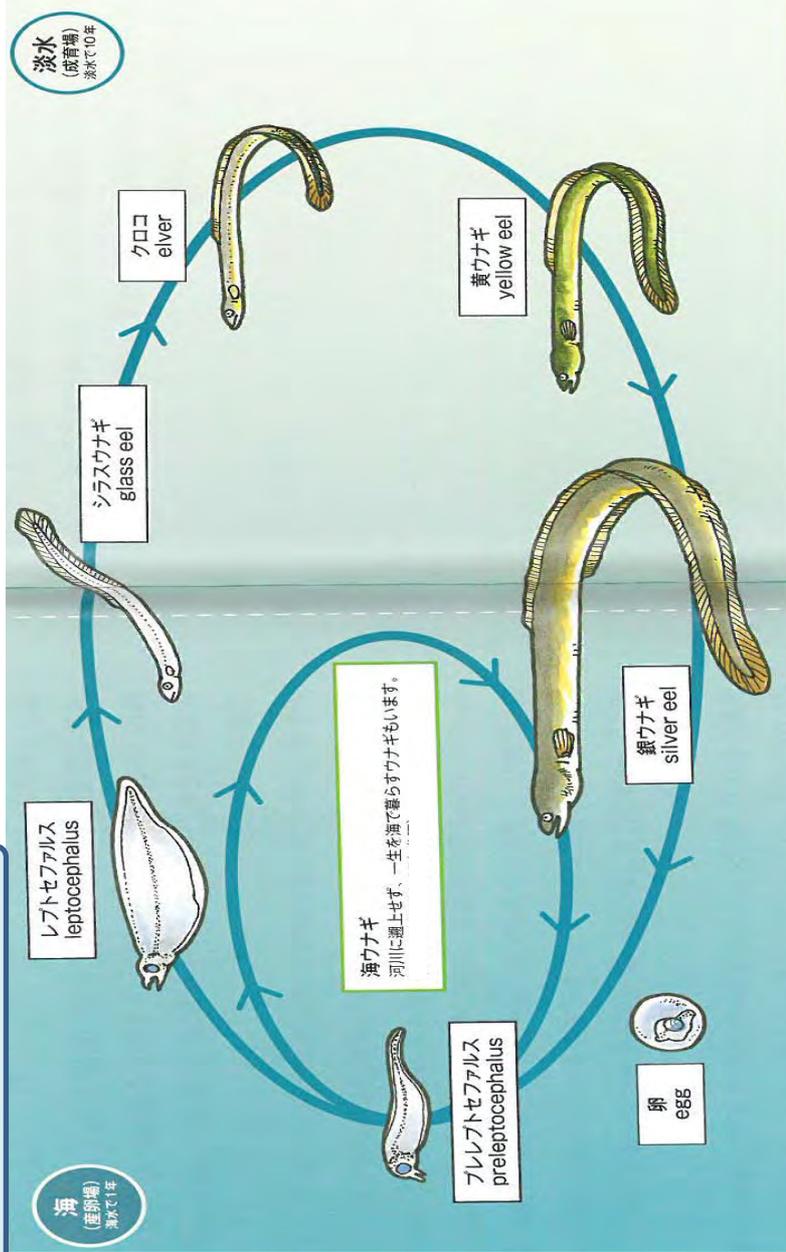
・雌は卵を産卵して腹肢に抱え、孵化するまで保護する。孵化した幼生は、浮力を調節したり垂直方向に移動することで潮流に乗り、広く海域を分散する。

・遊泳能力の増した幼生は、大潮の夜、満潮時に潮に乗り、一気に海域から河川干潮域へ遡上する。

資源の広域性事例 ③ ニホンウナギ



生活史



- ・海域で一生を過ごす個体と、海域から不特定の河川に遡上・成長した後、産卵のために再び海へ降りる個体があるが、後者が主であり産卵に寄与している。
- ・大規模な回遊を行うことで、熱帯・亜熱帯の海域に比して豊富な栄養(餌)を有する淡水域を成長に利用している。

広域的な人の移動

- モーターゼーシンの進展や通信技術の発達等により、県域を跨ぐ移動は、遊漁者だけでなく悪質な密漁者も、容易な環境。
漁具や漁法などの漁業調整規則での規制について、1つの県内のみでの漁業調整や資源状況に基づいて規定するのではなく、国の認可にかからしめることにより、不適切に規制の緩やかな地域(密漁しやすい環境)を設けないように対処している。
このため、一定の範囲内で地域性や状況を勘案するものの、広域的な観点からの統一性が維持されている。

ニュースウォッチ9 特集「激減するウナギ稚魚 知られざる密漁の実態」 2013年7月8日 NHK

▽ 激減するウナギに追い打ち 追跡！ シラスウナギ密漁の実態(放送内容の抜粋)

シラスウナギの密漁の実態取材した。大分県で警察と漁協による密漁の取り締まりが行われた。大野川ではシラスウナギの資源保護のため、10年以上漁は禁止されているが密漁者があとを絶たない。密漁者は現行犯でしか検挙できず、大分県で検挙されるのは1年に数件程度。取材を通して悪質な実態が見えてきた。

密漁グループの話では県外からマイクロバスでやってくる密漁者もいるという。根こそぎシラスウナギを捕獲し、県外に持ち帰るという。シラスウナギが高騰する近年、数ヶ月の密漁で500万円以上稼ぐ人もいるという。大分県内ではシラスウナギの資源を確保するため、すべて養殖業者に卸さなければならぬ。行き過ぎた競争で価格が高騰しないよう1匹110円に決められている。しかし、密漁者は県外の仲買業者に高値で売っている。こうした販売ルートが密漁に拍車をかけている。

内水面漁業調整規則改正時の指摘事項等について

事例 ①

- サクラマスにかかる内水面漁業調整規則改正についての隣接県との合意があるにもかかわらず、合意に基づかず同規則を改正をしようとした事例

- ・ A県から、県内a川におけるサクラマスの採捕禁止期間を変更する規則改正を行いたいとの連絡。
- ・ 水産庁でb湖(隣接する県と共通の漁場)の取扱について両県に認識を確認したところ…
 - A県「b湖は今回の改正の対象から除外することにしたため、隣県への調整は必要ないと判断したので一切相談等していない。」
 - 隣接県「b湖のサクラマス資源の取扱については、全て(規則改正の対象外とするのか否かも含めて)両県で協議して対処するべきもの。」との認識。
- ・ A県に対して、隣接県とのb湖の取扱を過去の資料等で確認するよう依頼した結果…
 - 両県の行政、内水面漁場管理委員会、漁業者等の了解の下で規則改正を行うことが合意されており、仮にb湖が規則改正の対象から除かれる場合でもその旨の連絡が必要であることが判明。

- 当該改正の対応
 - ⇒ 水産庁の仲介の下、A県から隣接県に改めて改正内容を説明して、b湖について、当該改正の対象から除外することで隣接県関係者の理解を得、改正案を認可

事例 ②

● シジミ漁業の許可制導入について、内水面漁業調整規則改正にあたり、許可制とする必要がない熊手等の漁具を用いた採捕行為を許可の対象としていたり、許可制とすべきジヨレン漁具を用いた漁法の漁場が許可の操業水域に含まれていない改正を行おうとした事例

- ・ B県から、自県内水面全域において、シジミ漁業の許可制度（3年以下の懲役、又は200万円以下の罰金）を設けたいとの連絡。
- ・ 重い罰則を伴う規則改正であることから、水産庁がシジミ漁場の分布、漁業及び遊漁の実態をB県に照会すると…
資源の分布と利用（漁業者及び遊漁者）や採捕の方法（動力船の使用・未使用）についての実態把握、規制対象の範囲の整理がなされていなかった状態。
- ・ それらの状況について、水産庁がB県から聞き取りを行い…
 - ①ジヨレン漁具を用いるが船の動力は用いないで採捕する場合（許可制）、
 - ②ジヨレン漁具及び船の動力を用いて採捕する場合（許可制）、
 - ③ジヨレン漁具を用いず熊手等で採捕する場合（規制しない）等について、漁場ごとに整理し、改正後の管理体制についてアドバイスを実施。

- 当該改正の対応
⇒ 水産庁のアドバイスを受け、B県が自県漁場の資源の分布状況や利用実態を踏まえた漁業管理（遊漁含む）の整理・県内の調整を行った後、改正案を認可

事例 ③

● ヤマメ資源保護のための内水面漁業調整規則改正に際し、イワナ等について資源状況の検証が行われず、取締りの必要性のみで規則改正を行おうとした事例

- ・ C県から、ヤマメの資源保護を徹底するため、採捕禁止期間を変更する規則改正を行いたいので、ヤマメと漁場が重複するイワナ及びヒメマスについてもあわせて、ヤマメと同じ採捕禁止期間となるよう変更したいとの連絡。
- ・ その理由として、ヤマメとイワナ及びヒメマスの採捕禁止期間が異なった場合、「イワナやヒメマスを釣っている」との主張でヤマメを釣る者の取締りが困難となるためとのこと。
- ・ 水産庁から、「取締り上の要請は理解するが、イワナ及びヒメマスの採捕禁止期間は資源保護のために設けられているのだから、両魚種の資源状況・生活サイクル等を踏まえたとで改正するべきではないか。」とアドバイスを実施。

- 当該改正の対応
⇒ 水産庁のアドバイスを受けたC県がヤマメのみではなく、イワナ及びヒメマスの資源状況・生活サイクル等を学識者からの意見聴取、文献を検証して資料を整理・検討した後、改正案を認可